

#### 4 いじめに対する早期対応・組織対応のために

##### (1) 迅速な事実確認と連絡・報告・相談

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、迅速に事実を確認する。
- ② 事実が起った根本的な真因を見極め、速やかに学年主任、教務主任、教頭、校長に連絡・報告・相談し、いじめられた児童の安全を確保するとともに、いじめた児童へ適切に組織的に対応する。
- ③ 保護者や地域からの通報があった場合も、その声に真摯に傾聴するとともに、同様に対応する。
- ④ 重大ないじめの場合は、校外関係者も含めた「いじめ防止のための組織」で対応する。
- ⑤ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、山形市教育委員会の支援を求めるとともに、警察署等へ通報し、適切な援助を求める。

##### (2) 迅速な事実確認を基にした組織的な対応

- ① いじめを発見したり、保護者、地域や関係機関から通報があったりした場合は、校内の「いじめ防止のための組織」を中心に、関係児童から事情を丁寧に聞き取る。
- ② 事実の確認後は、いじめた児童、いじめられている児童や第三者的な児童それぞれに適切に指導するとともに、被害・加害児童の保護者にも確実に連絡し、協力・連携を図り、事後の対応に当たる。

##### (3) 被害児童への対応とその保護者への支援

- ① 被害児童には、「あなたが悪いのではない」ことや「大切な人間である」ことをはっきり伝え、自尊心を高めることに留意する。また、いじめの要因を除くようにする。個人情報やプライバシーの取り扱いには十分留意する。
- ② いじめの事実関係について家庭訪問で保護者にしっかり伝え、併せて当該児童の心の安定と安全を確保するための具体的方策を講じることも伝える。
- ③ 学校での日常生活においては、該当児童に寄り添い支える体制づくりを行い、安心して学校生活を送ることができるような手立てを講じる。必要に応じて学習体制を整えたり、関係機関との連携を得ることも視野に入れて対応する。

##### (4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 事実が認められた場合は、心理的な孤立感や疎外感に留意し、毅然とした態度でいじめをやめさせ、その再発防止に当たる。
- ② 重大な事案の場合には、外部専門家の協力を得るなどして、迅速に対応する。
- ③ 形式的な謝罪等で処理するのではなく、保護者との面談を行い協力を得ながら、いじめ行動の相手に与える心の傷の重大さを考えさせたり、ふり返らせたりして、該当児童の社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ④ 当該児童やその保護者への対応を行う場合は、いじめの背景にも目を向けながら、個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。
- ⑤ 教育上必要な場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、必要な懲戒も考慮する。その場合、児童が自らの行為の悪質性を感じ、よりよい人間関係を築くことができるように教育環境を整え

るようにする。

⑥ 出席停止の場合は、山形市教育委員会と協議する。

(5) いじめを見ていた児童及びその保護者への対応

① いじめを見ていた第三者的な意識を持つ児童には、何よりも被害児童を守ることの大切さを知らせる。発見したらすぐ知らせることを指導する。

② いじめは、絶対に許されない行為であり、見ていることはいじめと同じ行為であり、自分の問題であるとしてとらえなければならないことを、学年・学級で話し合ったり、説諭したりして認識させる。必要があれば、保護者の協力も得るようにする。

③ いじめは謝罪で終わるのではなく、全てに関係する児童が好ましい人間関係のもと、新たな望ましい集団行動が成立するようになったときに改善の方向が見えたと判断できることを伝え、そのような集団づくりを目標に各自が意識を変革していくように指導及び支援していく。

(6) ネットいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、直ちにプロバイダに削除を求めるなど必要な措置を取る。必要があれば、法務局又は地方法務局の協力を得る。

② 重大な事態の場合は、山形警察署に通報し、適切な援助を得る。

③ SNS、パスワード付きサイトや携帯電話のメールを利用したいじめに対しては、保護者との連携を図るとともに、校内の情報モラル教育を進めていく。

※インターネット上のいじめとは、パソコン・スマートフォン・携帯電話・ネット環境にあるゲーム機などを通して行われる、誹謗中傷などの書き込みつぶやきなどである。その対応として、未然防止、適切な対応を心掛け以下の点に注意して取り組む。

<実態を知る>

- ◇ インターネットいじめの類型
- ◇ ・掲示板
- ◇ ・メール
- ◇ ・SNS

<未然防止>

- ◇ 情報モラル指導
- ◇ 家庭・地域・PTAとの連携
- ◇ ・親子モラル研修会
- ◇ ・フィルタリングの啓発
- ◇ ・情報の開示

<早期発見・早期対応>

- ◇ いじめのサイン
- ◇ 相談体制整備
- ◇ ネットパトロール
- ◇ 削除依頼
- ◇ 被害防止の取り組み